

令和3年第5回臨時会

鋸南町議会会議録

令和3年11月30日 開会

令和3年11月30日 閉会

鋸南町議会

令和3年第5回鋸南町議会臨時会議案一覧表

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）） |
| 議案第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）） |
| 議案第3号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第4号 | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第5号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第6号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第7号 | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

令和3年第5回鋸南町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
第1号(11月30日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
提案理由の説明	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第3号から議案第7号の一括上程、一括説明	9
議案第3号の質疑、討論、採決	11
議案第4号の質疑、討論、採決	13
議案第5号の質疑、討論、採決	14
議案第6号の質疑、討論、採決	14
議案第7号の質疑、討論、採決	15
閉会の宣言	15

鋸南町告示第87号

令和3年第5回鋸南町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年11月26日

鋸南町長 白石 治 和

記

1. 期 日 令和3年11月30日(火) 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度鋸南町一般会計補正予算(第4号)について)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度鋸南町一般会計補正予算(第5号)について)
 - (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (7) 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年第5回鋸南町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和3年11月30日（火） 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度鋸南町一般会計補正予算(第4号)について)
- 日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度鋸南町一般会計補正予算(第5号)について)
- 日程第6 議案第3号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 笹生あすか | 議員 | 2番 | 早川正也 | 議員 |
| 3番 | 竹田和明 | 議員 | 4番 | 大塚昇 | 議員 |
| 5番 | 青木悦子 | 議員 | 7番 | 渡邊信廣 | 議員 |
| 8番 | 小藤田一幸 | 議員 | 9番 | 鈴木辰也 | 議員 |
| 11番 | 笹生正己 | 議員 | 12番 | 平島孝一郎 | 議員 |

欠席議員(1名)

- 6番 笹生久男 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石	治和	副町長	内田	正司								
教	育	長	富永	安男	総務企画課長	平野	幸男							
税	務	住	民	課	長	石井	肇	保健福祉課長	寺本	幸弘				
地	域	振	興	課	長	安田	隆博	教	育	課	長	福原	規生	
建	設	水	道	課	長	平嶋	隆	会	計	管	理	者	対馬	尚子
総	務	管	理	室	長	齋藤	正樹	監	査	委	員	柴本	健二	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事	務	局	長	加藤	芳博	書	記	村上	真理
---	---	---	---	----	----	---	---	----	----

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

[開会のベルが鳴る]

◎開会の宣言

○議長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、令和3年第5回鋸南町議会臨時会を開会致します。

なお、6番笹生久男議員、11番笹生正己議員からは欠席届が提出されております。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

配布漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木辰也）

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

今臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、竹田和明議員。8番、小藤田一幸議員の両名を指名致します。

◎会期の決定

○議長（鈴木辰也）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る11月18日、午前10時より議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今臨時会の会期及び日程について、議会運営副委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生あすか副委員長。

〔議会運営委員会副委員長 笹生あすか 登壇〕

○議会運営委員会副委員長（笹生あすか）

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る11月18日、午前10時から議会運営委員会を開き、令和3年第5回鋸南町議会臨時会の会期および日程等について、審査致しましたので、ご報告致します。

今臨時会の会期は、本日1日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。議案については、町長提出議案7件でございます。このあと諸般の報告において、町長から臨時会に提出された議案に対する提案理由の説明を求めたのち、議案第1号から議案第7号を上程し、説明、質疑、討論ののち採決をお願いします。

以上、非常に簡単ではありますが、議会運営委員会の審査の結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、副委員長としてのご報告を終わります。

○議長（鈴木辰也）

ただ今の議会運営副委員長からの報告であります。今臨時会の会期は本日1日とし、議案第1号から議案第7号を上程し、説明、質疑、討論ののち採決を行うとのことでございます。

お諮り致します。ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木辰也）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今臨時会に説明要員として、出席通知のありました者の職、氏名は別紙報告書により報告をしたとおりです。

本臨時会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

◎提案理由の説明

○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに令和3年第5回鋸南町議会臨時会をお願いを致しましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところを、ご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本臨時会に、町長としてご提案申し上げます議案は、専決処分の承認が2件、条例の一部改正が5件、合わせて7議案でございます。議案の概要を申し上げます。

議案の第1号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、令和3年度鋸南町一般会計補正予算第4号について新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び学校保健特別対策事業費補助金を活用して、緊急事態宣言等により影響を受けている事業者への支援及び小学校における感染対策用の備品の購入の為、1,436万円を10月21日に専決処分を致しましたので、議会のご承認をお願いをするものでございます。議案の第2号は専決処分の承認を求めることについてであります。令和3年度鋸南町一般会計補正予算第5号について、保健福祉総合センターの浄化槽本体の亀裂及び埋設場所の周辺が陥没したことに伴いまして、修繕費用250万7千円を11月10日に専決処分を致しましたので、議会のご承認をお願いをするものでございます。議案の第3号から第7号までは、千葉県的人事委員会が本年10月に勧告をした期末手当の改定に基づき、条例の改正をお願いをするものでございます。

議案の第3号は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。千葉県人事委員会の勧告に基づき、特定任期付職員の期末手当の支給割合を年間で0.1月引き下げる改正であります。

議案の第4号は、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。千葉県の引き下げ月数及び時期に準じ、第1号会計年度任用職員の期末手当の支給割合を令和4年度以降年間で0.05月引き下げる改正であります。

議案の第5号は、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。町特別職の期末手当の支給割合を一般職と同様に年間で0.15月引き下げる改正でございます。

議案の第6号は一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。千葉県人事委員会の勧告に基づき、一般職の期末手当の年間支給割合を0.15月引き下げるもので、令和3年度では12月支給分において0.15月分を引き下げ、令和4年度以降は6月12月支給分からそれぞれ0.075月を引き下げるものでございます。なお、再任用職員にあっては、同勧告に基づきまして、年間で0.1月を引き下げる改正であります。

議案の第7号は、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第1号会計年度任用職員と同様に、第2号会計年度任用職員の期末手当の支給割合を令和4年度以降年間で0.05月引き下げる改正でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長から説明を致さ

せますので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。以上であります。よろしく
お願いします。

○議長（鈴木辰也）

以上で、諸般の報告を終了致します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第4、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度鋸南町一般会計補
正予算第4号についてを議題といたします。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画
課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。専決処分のご承認をお願
いするのは、令和3年度鋸南町一般会計補正予算第4号についてでございます。新型コロナウイルス
感染症の対応につきましては国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用
し、感染拡大の影響を受けている地域経済や町民生活の支援策を講じてきたところでござい
ますが、同交付金に事業者支援分が新たに創設され、本町にも追加の交付がなされた所
でございます。また、感染症対策等を徹底しながら学校教育活動の円滑な運営を支援する学校保健特別対策事業費補助金
についても追加の交付がなされることとなりました。これらの交付金を活用し、緊急事態宣言や蔓
延防止等重点措置により影響を受けている事業者への支援及び小学校における児童教職員等の感染
対策に必要な物品を購入するため、歳入歳出それぞれ1,436万円を追加する一般会計補正予算
を去る10月21日に専決処分をさせていただきました。地方自治法第179条第3項の規定によ
り、議会のご承認をお願いするものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。予算書の7ページをお願い致します。4款衛生費、1項2
目予防費ですが、18節、PCR検査機器設置等補助金188万円は、新型コロナウイルス感染症
の拡大を防ぐため、町内3つの医療機関に対し、PCR検査機器の設置費用を補助しようとするも
ので、1基あたり47万円4基分を計上致しました。次に同じページの中段、6款商工費、1項2
目商工業振興費、18節、事業者支援金1,208万円は新型コロナウイルス感染症の予防・感染
拡大防止を実施している事業者に対し2万円の支援金を支給しようとするもので、対象を604事
業者と見込み計上致しました。ここまでご説明いたしました歳出予算につきましては、新型コロナ
ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当を見込んでおります。

次に同じページの下段、9款教育費、2項1目学校管理費、17節学校管理用備品40万円は、
新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止を目的としてウェブ配信の授業を実施するため、ウェ

ブカメラ・スピーカーホンを購入する費用の計上でございます。この歳出予算につきましては、学校保健特別対策事業費補助金の充当を見込んでおります。

6ページをお願い致します。歳入でございますが、歳出でご説明いたしました2つの国庫補助事業は、15款国庫支出金、2項国庫補助金にそれぞれ計上しております。3目教育費、国庫補助金、学校保健特別対策事業費補助金199千円は、補助率は2分の1、5目総務費、国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金858万2千円は事業者支援分として追加交付がされた限度額でございます。なお、不足分557万9千円は、11款地方交付税において、普通交付税の本年度確定額の留保分において充当することといたしました。以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第5、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度鋸南町一般会計補正予算第5号についてを議題といたします。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第2号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。専決処分のご承認をお

願いするのは、令和3年度鋸南町一般会計補正予算第5号についてでございます。去る10月4日、保健福祉総合センターの浄化槽埋設場所で地面の陥没と、浄化槽本体の亀裂を発見いたしました。デイサービスなど保健福祉に関わるサービスを提供する施設であり、施設使用ができなくなる不測の事態を招かぬよう直ちに修繕を講ずる必要が生じたことから、歳入歳出それぞれ250万7千円を追加する一般会計補正予算を去る11月10日に専決処分をさせていただきました。地方自治法第179条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものでございます。

7ページをお願い致します。歳出であります。4款衛生費、1項4目保健福祉センター費、14節浄化槽修繕工事250万7千円は、浄化槽本体のFRP補修及び土砂の汲み取り、外部埋め戻し処理等の費用でございます。施設の使用停止期間を最小限とするため、仮設配管等の費用も見込んでおります。

6ページをお願い致します。歳入であります。11款地方交付税において、普通交付税の本年度確定額の留保分により充当することといたしました。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号から議案第7号の一括上程、一括説明

○議長（鈴木辰也）

日程第6、議案第3号から、日程第10、議案第7号までは、関連する議案でございますので、一括議題として、一括して説明を受けた後、議案毎に質疑、討論、採決を致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。議案第3号から議案第7号までを一括議題といたします。
総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

一括上程をいただきました議案第3号から議案第7号についてご説明いたします。今回の改正の主旨は、本年10月11日に千葉県人事委員会から勧告がなされた、期末手当の年間支給割合の100分の15、月数に改めますと0.15月引き下げをおこなうものでございます。

それでは改正の基本となります一般職からご説明いたしますので、議案第6号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本改正条例は施行日が異なることから、2条構成となっております。新旧対照表第1条関係をお願い致します。まず、第1条改正は本年12月に支給する期末手当の支給割合を改正しようとするもので、改正条例の施行は公布の日としております。条例第23条第2項において期末手当の支給割合を現行の100分の127.5から100分の112.5に改正しようとするものであります。同条第3項では再任用職員に関する支給割合を規定しておりますが、千葉県人事委員会の勧告に基づき、一般職とは異なり年間支給割合の100分の10引き下げる改正で、現行の100分の72.5から100分の62.5に改正しようとするものであります。1枚めくっていただきまして、第2条改正であります。令和4年以降の6月及び12月支給の期末手当の支給割合を改正しようとするもので、改正条例の施行日は令和4年4月1日としております。条例第23条第2項において、一般職の第1条改正で改めます期末手当の支給割合を100分の112.5から100分の120に、同条第3項において再任用職員の第1条改正で改めます期末手当の支給割合を100分の62.5から100分の67.5に改正しようとするものであります。第1条改正及び第2条改正により、一般職は令和3年度では12月支給分で100分の15を引き下げ、令和4年度以降では6月・12月それぞれの支給割合を100分の7.5引き下げ、年間では100分の15を引き下げるものであります。再任用職員は、令和3年度では12月支給分で100分の10を引き下げ、令和4年度以降では6月・12月それぞれの支給割合を100分の5引き下げ、年間では100分の10を引き下げるものであります。この後2条構成での議案につきましては同様の理由で2条構成としております。改正条例の施行日は第1条改正は公布の日、第2条改正は令和4年4月1日でございます。

次に議案第3号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。新旧対照表第1条関係をお願い致します。第1条改正は一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等を規定している条例第8条第2項において、特定任期付職員の本年12月に支給する期末手当の支給割合を現行の100分の167.5から100分の157.5に改正しようとするものであります。1枚めくっていただき第2条改正でございますが、条例第8条第2項において第1条改正で改めます期末手当の支給割合を100分の157.5から100分の1

62.5に改正しようとするものであります。令和3年度及び令和4年度以降の年間支給割合の引き下げ率は千葉県人事委員会の勧告に基づき、一般職とは異なり、100分の10でございます。

次に議案第4号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。新旧対象表をお願い致します。第8条第1項第2号において、6月及び12月支給の期末手当の支給割合に関し現行100分の127.5を100分の125に改正しようとするものでございます。一般職の年間支給割合の引き下げ率100分の15とは異なり、年間で100分の5を引き下げるもので、千葉県の会計年度任用職員の例に準じて行っております。本改正は令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に議案第5号、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。新旧対照表第1条関係をお願い致します。第1条改正は、条例第3条において特別職の期末手当の支給割合に関しては一般職の職員の7級を例に読み替える規定としておりますが、一般職の支給割合の引き下げに伴い、同様の改正を行おうとするものであります。現行100分の222.5から6月支給は現行通り、12月支給は100分の207.5に改正しようとするものであります。1枚めくっていただき、第2条改正であります。第1条改正で改めます期末手当の支給割合6月支給の100分の222.5、12月支給の207.5をそれぞれ100分の215に改正しようとするものであります。

次に議案第7号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。新旧対照表第1条関係をお願い致します。第1条改正は条例第16条において給与条例第23条の規定、すなわち一般職の職員の規定の例によるとする現行規定に改正案の下線部を読み替え規定として追加する改正であります。この改正によりまして、本年12月支給の期末手当の支給割合は現行通り100分の127.5となります。1枚めくっていただきまして第2条改正、こちら条例第16条において第1条改正で改めます期末手当の支給割合100分の127.5から100分の125に改正しようとするものであります。この改正により第1号会計年度任用職員と同様に令和4年4月以降の期末手当の支給割合を年間で100分の5引き下げるものでございます。

以上で議案第3号から議案第7号までの説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。質疑、討論、採決は議案の順序に従い、議案毎に行います。議案第3号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願いします。

3番、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

私の質問はですね、この第1号議案、議案第1号との比較において、第1号では事業者支援金ということで1,200万の支援を行うと、ただ、本町においては事業者支援と言っても所得補填的な意味合いが大きいと思うんですけど、この3号4号は逆に職員の給与を減額、期末手当を減額するという案になっている訳ですが、このバランスにおいて、一方では所得補填を行って、一方では期末手当を減らすというのは、この政策の在り方としてちょっとバランスが欠けているように思うんですけども、それについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

今般の条例改正につきましては、ご承知の通り国家公務員は12月での引き下げを行わず、現在のところ6月に今回の勧告内容を伴った引き下げを行うという風に伺っております。それによって千葉県それから県内の市町村について動向を確認いたしました。私共の町といたしましては、今回の12月に引き下げるか、また国と同様に6月に引き下げるかということで検討いたしました。経済対策という観点からはございますが、いずれ半年の間で引き下げを行う、これは人事委員会の勧告に準じて条例改正を行うということでございますので、今回12月で引き下げを行うということといたしました。また千葉県は既に11月26日の議会においてこの条例を可決しております。また、近隣安房の3市につきましても、会計年度任用職員についての扱いが若干3月議会にというところもありますが、3市とも私共鋸南町と同様の条例改正を提案するというところでございますので、そういったことを踏まえまして今回一般職、失礼いたしました、町職員と特別職も含めての期末手当の引き下げについては12月に行うという結論を出したところでございます。また、事業者支援につきましては、直接影響を受けたということもありますし、コロナの影響を受けたということもありますし、また、今後感染対策を講ずるために費用が膨らむということも踏まえてですね、私共いわゆる公務員とは違った立場でコロナの影響を受けているのではないかとということで、今回事業者支援という形で予算計上させていただいたところでございますので是非ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

再質疑は、よろしいですか。

他に質疑等ありますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

はい、1番、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか議員）

私は、職員の期末手当の引き下げに反対の立場から討論します。国民の所得の減少が消費の停滞、景気の後退を招いています。景気をよくするために個人消費を増やし、家計の所得を増やすことは重要です。先日政府が閣議決定した経済対策にも賃上げの政策があります。この政策にも逆行していると考えます。町の職員は一昨年の台風災害から続く終わりの見えないコロナ禍で通常業務の他に様々な業務が重なり、定時に退勤することは困難な状態が続いていると聞いています。職員の給与や報酬、期末手当の引き下げは、職員の生活設計を狂わせ、モチベーションを低下させます。地方公務員も労働者です。公務員労働者の生活を守る立場からも国民全体の所得の向上を目指す立場からも、反対とし、討論を終わります。

議長（鈴木辰也）

他に討論はありませんか。

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手 多数]

○議長（鈴木辰也）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第4号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。質疑はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手 多数]

○議長（鈴木辰也）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第5号、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（鈴木辰也）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第6号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（鈴木辰也）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第7号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願いいたします。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（鈴木辰也）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（鈴木辰也）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了致しました。

よって令和3年第5回鋸南町議会臨時会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 0 時 4 4 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 4年 2月 15日

議 会 議 長 鈴 木 辰 也

署 名 議 員 竹 田 和 明

署 名 議 員 小 藤 田 一 幸